

# 国内旅行傷害保険(利用条件あり)の概要

補償項目 保険金をお支払いする場合	傷害死亡／後遺障害	JTB旅カードゴールド会員のみ対象		
		入院保険金	手術保険金	通院保険金
<b>日本国内の旅行中のうち下記に該当する場合が対象となります。</b>				
	<p>①JTB旅カードにより、公共交通乗用具の搭乗券を予め購入し、公共交通乗用具(注1)に乗客として搭乗中※に偶然な事故によって下記の傷害を被った場合            ※航空機の搭乗者に限り入場が許される飛行場構内にいる間、および航空機が不時着した場合において、被保険者が引き続き目的地に赴くときは目的地に到達するまでの間、被保険者が出発地に戻るときは出発地に到着するまでの間で、航空運送事業者が提供する交通乗用具に搭乗している間を含みます。</p> <p>②JTB旅カードにより、予め宿泊料金を支払った、もしくはノークーポンシステム(注2)により予約し料金をJTB旅カードで支払う宿泊施設に宿泊中に、火災、破裂、爆発によって下記の傷害を被った場合</p> <p>③JTB旅カードにより宿泊を伴う募集型企画旅行(注3)の料金を予め支払い、募集型企画旅行参加中(注4)に偶然な事故によって下記の傷害を被った場合</p>			
お支払いする保険金	<p>上記の①～③によりその傷害が原因で事故発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、または身体に後遺障害が生じた場合  <b>【死亡の場合】</b>            死亡・後遺障害保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。  <b>【後遺障害の場合】</b>            後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。</p>	<p>上記の①～③によりその傷害が原因で、入院した場合、入院の日数に対して、1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院に限ります。</p>	<p>上記の①～③によりその傷害が原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、その傷害の治療のために所定の手術を受けた場合、入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の10倍を、それ以外の手術の場合は入院保険金日額の5倍をお支払いします。  <b>【注】</b>1事故につき1回の手術に限ります。</p>	<p>上記の①～③によりその傷害が原因で、通院(往診を含みます。)した場合、通院の日数に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に限り、90日分を限度とします。</p>
保険金をお支払いできない主な場合 たとえば	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失</li> <li>• けんか、自殺、犯罪行為</li> <li>• 被保険者による自動車などの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転</li> <li>• 脳疾患、疾病、心神喪失</li> <li>• 妊娠、出産、早産、流産</li> <li>• 外科的手術(事故による傷害の治療を除く)</li> <li>• 戦争・革命などの事変や暴動</li> <li>• 地震・噴火、これらによる津波</li> <li>• 核燃料物質による事故または放射能汚染</li> <li>• ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登攀、ロッククライミング、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機など)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動</li> <li>• 自動車などの乗用具による競技、競争、興行、試運転</li> <li>• むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものなど</li> </ul>			

※参加する旅行代金の支払いが、JTB旅カードで行われたJTB旅カード会員が対象です。支払いに利用されたJTB旅カードが自分自身名義のものでなくても対象となります。

※入院・通院保険金が支払われる期間中、別の偶然な事故により新たにケガをされても入院・通院保険金は重複してはお支払いできません。

※入院保険金、手術保険金および通院保険金は、事故の発生の日からその日を含めて7日以内に治療を終了された場合にはお支払いの対象とはなりません。

【注1】公共交通乗用具とは、航空法、鉄道事業法、海上運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶等をいいます。

【注2】ノーカーポンシステムとは、JTB旅カードにより宿泊施設の料金を支払うことを告知して、宿泊施設の予約を行うシステムをいいます。

【注3】募集型企画旅行とは、旅行業者が、旅行者の募集のために予め、旅行の目的地および日程、旅行者が提供を受けることができる運送または宿泊のサービスの内容ならびに旅行者が旅行業者に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を策定し、これにより実施する旅行をいいます。

【注4】募集型企画旅行参加中とは、当該募集型企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを開始した時から最後の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを完了した時までの期間をいいます。ただし、予め旅行業者に届け出ることなく募集型企画旅行の行程から離脱した期間は除きます。